子どもの異変に気付いたら ためらわずに行政等に通報しましょう！

～11月は「児童虐待防止推進月間」です～

厚生労働省は2004年度より、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動を集中的に実施しています。

児童虐待は絶対にあってはならないことですが、残念ながら今もなお、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を断ちません。児童虐待を防止するためには、児童相談所をはじめとした関係機関が一体となって取り組むことが基本ですが、地域に根ざして日々活動している組合員のみなさんの、ちょっとした「気付き」とそれを伝える少しの「勇気」も大変重要です。

児童虐待防止推進月間を迎えるにあたり、今号では改めて組合員のみなさんと「目配り・気配り・心配り」の大切さを共有したいと思います。

▲「見守り携行カード」は、生保労連ホームページよりダウンロードできます！

こんなことありませんか？～子どもや保護者からのサイン～

子どものサイン

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- 不自然な傷や打撲の跡がある
- 衣類や体が汚れている
- 表情が乏しい、活気がない　等

保護者のサイン

- 子育てに関して拒否的、無関心である
- 子どものケガについて不自然な説明をする
- 子育てに対して強い不安や悩みを抱えている　等

わたしたちにできること

児童虐待相談の対応件数は年々増加しており、2018年度には159,850件と過去最高となりました。子どもは様々な形で虐待のサインを送っています。「何か様子がおかしいな」「ひょっとして虐待かも」など、少しでも異変を感じたら行政等に通報しましょう。「もし、違っていたら」と考える必要はありません。みなさんの勇気ある通報で救われる子どもが必ずいます。

「児童虐待かも」と思ったらすぐに電話しましょう！

児童相談所
全国共通　3桁ダイヤル **189（いちはやく）**

生保労連の取組み

地域の安全を見守る運動（見守り運動）

生保労連は、「地域の安全を見守る運動（見守り運動）」に取り組んでいます。見守り運動とは、日々の生活や営業活動の中で、地域の子どもや女性、高齢者にちょっとした「目配り・気配り・心配り」をすることで、地域の安全・安心に貢献していこうという取組みです。地域に根ざして活動する生保産業・営業職員の「見守りの目」が児童虐待から子どもを守ることにつながります。

オレンジリボン運動への参画

また、生保労連では、児童虐待をなくすことを呼びかける「オレンジリボン運動」へ参画しています。この運動は、児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンを広めることで、虐待をなくすことを呼びかけるものです。

子ども虐待防止
オレンジリボン運動

「見守り運動」に対する、行政や社会からの期待は高まっています。この推進月間を契機に、改めて認識を共有し、日々の活動の中でちょっとした「目配り・気配り・心配り」を心掛けましょう。